

大情審答申第 459 号
平成 31 年 3 月 28 日

大阪市長職務代理者
大阪市の副市長 田中 清剛 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年12月9日付け大経計第127号から大経計第130号及び同日付け大経計第132号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った別表項番1から項番5までの（え）欄に記載の決定（以下、それぞれ「本件決定1」から「本件決定5」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別表項番1から項番5までの（い）欄に記載の年月日に条例第5条に基づき、実施機関に対し、鉄鋼業を営む特定の工場（以下「当該事業所」という。）の特定計量器について行われた検査等に関連して別表項番1から項番5までの（う）欄に記載の公文書を求める公開請求（以下、それぞれ「本件請求1」から「本件請求5」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件決定

- (1) 実施機関は、本件請求1から本件請求4に係る公文書を別表項番1から項番4までの（お）欄のとおり特定した上で、別表項番1から項番4までの（か）欄に記載の部分を公開しないこととした理由を別表項番1から項番4までの（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、本件決定1から本件決定4を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求5に係る公文書を別表項番5の（お）欄のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件決定5を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年10月17日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以

下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

計量士が不合格のトラックスケールを使用させている、と市長が公開（公表）していることについて、その証拠を示されたい。

計量士は当該事業所の特定計量器に合格という証票は添付していない。計量士は不合格であると多くの証拠を出している。市長は、出所不明の合格証を見ただけで合格と判断し、それを前提にしてすべてを合法であると決めつけている。

計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。市長は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 計量法に基づく事務について

(1) 特定計量器について

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第2条第4項では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差にかかる基準を定める必要があるものを「特定計量器」として定めている。

(2) 特定計量器の定期検査について

特定計量器のうち非自動はかり、分銅及びおもりを取引又は証明に使用する者は、法第19条第1項に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）、法第127条に基づき知事から適正計量管理事業所の指定を受けた場合に、自らが配置した計量士により行う法第19条第2項に基づく検査（以下「自主検査」という。）、法第25条に基づく定期検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）のいずれか（定期検査、自主検査、代検査を一括して、以下「定期検査等」という。）に合格したものを使用する義務がある。

(3) 定期検査成績書について

法では、定期検査等を行った者等に対して、定期検査等を受けた特定計量器毎の詳細な検査データの書類作成や保管を義務付ける規定はない。

しかし、自主検査や代検査の場合には、関係者の要望等に基づき詳細な検査データの書類が任意で作成されることがあり、こういった書類は「定期検査成績書」等と呼称される。

(4) 定期検査等に使用する器具について

特定計量器の定期検査等に法第23条第3項により法第102条第1項の基準器検査に合格した基準分銅以外の分銅を使用する場合、定期検査等の種類に応じ、具体的細則（以下「質量標準管理マニュアル」という。）を定め、自治体の長の承認を得るよう定められている。

この質量標準管理マニュアルは、通常、質量標準管理規則、質量標準管理細則等で構成されるが、自治体毎に承認を得る必要がある。

実施機関は、大阪市内で自主検査を行う適正計量管理事業所及び代検査を行う計量士に対する質量標準管理マニュアルの承認事務を行っている。

なお、実施機関に対して他の自治体の長から承認を得た質量標準管理マニュアルの承認申請がなされた場合、独自の判断は行わず、他の自治体の長から承認を得た事実確認をもって承認するよう取り扱っている。

(5) 計量法施行規則第 96 条に基づく届出について

実施機関は、代検査を行った計量士から計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「規則」という。）第 96 条に基づき提出された様式第 84 の検査報告に係る事務を行っている。

またその他、実施機関では、大阪府との申し合わせにより、規則第 96 条に基づく様式第 91 の知事あて報告書の経由事務も行っている。

(6) 適正計量管理事業所廃止の届出について

適正計量管理事業所の指定を受けた事業者が指定返上を希望するときは、法第 133 条で準用する法第 65 条に基づき、実施機関を経由して知事に廃止の届出を行う必要がある。

(7) 法第 148 条に基づく立入検査について

実施機関の職員は、法第 148 条に基づき取引証明行為における計量をする者の事業所等に立ち入り、計量器や帳簿、書類その他の物件等を検査し、関係者に質問することができる。

実施機関では、市民等から法違反に関する通報を受けた時には「相談等受付票」を作成し、通報内容や通報に基づき実施した法第 148 条の立入検査等、一連の顛末を記録している。

2 本件各請求に至る経過について

審査請求人は、平成 26 年 11 月以降、実施機関に対し、平成 26 年 8 月 31 日に実施された当該事業所の使用する特定計量器の自主検査は、本来必要な質量標準管理マニュアル改正についての承認が得られておらず違法であり、よって当該事業所の使用する特定計量器が不合格であるので当該事業所に対して法に基づく罰則適用と当該事業所計量器の使用禁止処分を行うことを求めている。加えて、審査請求人は、平成 27 年 5 月頃以降、当該事業所の代検査に係り、代検査を行った計量士と当該事業所は必要な質量標準管理マニュアルの承認を得ておらず違法であるので行政処分を行うことを求めている。

実施機関では、この間、平成 26 年 8 月 31 日に実施された当該事業所の自主検査について、当該事業所に対して何らかの処分を行うべき違法性が見られないこと、当該事業所の代検査に係り、当該事業所は代検査を受ける顧客に過ぎず、質量標準管理マニュアルの承認の対象でないこと、代検査を行った計量士は実施機関に対して必要な書類を添えて質量標準管理マニュアルの承認申請を行った上で承認を得ているので、当該計量士の行った代検査には違法性がなく、代検査に係り何らかの処分を行うべき

違法性もないことを説明済みである。

3 本件各決定を行った理由

実施機関が本件各決定を行った理由は、おおむね別表（く）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、前記第3のとおり、実施機関の計量行政に対する不満や要望を述べており、公開の可否や文書の存否を争うといった審査請求の趣旨・理由は明確ではないものの、本件各決定に対する審査請求の趣旨に「内容全部」と記載していることから、本件決定1から本件決定4までについては、実施機関が公開しないこととしたすべての部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求め、本件決定5については本件文書9のほかに特定すべき公文書の公開を求めていると解することができる。

一方、実施機関は、本件決定1から本件決定4までについて、本件非公開部分は条例第7条第1号、第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当するため非公開とすべきであると主張し、本件決定5については本件文書9のほかに特定すべき公文書は存在しないと主張する。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非公開部分の公開の可否及び本件文書9のほかに特定すべき公文書の有無である。

3 個人の氏名等の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定

の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件文書1及び本件文書8で非公開とした個人の氏名について

本件文書1及び本件文書8で非公開とした個人の氏名は、当該事業所の担当者の氏名である。

当該事業所の担当者の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号本文に該当し、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件文書1及び本件文書8で非公開とした個人の氏名は条例第7条第1号に該当する。

(3) 本件文書3から本件文書6までで非公開とした個人の氏名について

本件文書3から本件文書6までで非公開とした個人の氏名は、計量士の氏名である。

ア 計量士の氏名が事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するか否かについて

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定するところ、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は個人に関する情報に含まれるものではあるが、その性質上、同条第2号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の公開基準によることが適当であるので同号で判断するものとし、本号に規定する「個人に関する情報」から除外することとしたものである。

計量士による代検査の業務については、企業等の業務として行われた場合と、個人としての立場において直接委託等を受けて行われた場合が想定されるが、業務委託等により個人の事業として反復継続して行われたものであれば、代検査を行った計量士の氏名は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものと考えられる。

この点について、実施機関によると、本件文書3から本件文書6までに氏名が記載された計量士は企業等に雇用されて検査業務を行っているとのことであり、本件文書3から本件文書6までに記載された計量士の氏名は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるとはいえず、計量士の氏名は、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 計量士の氏名の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

規則では、計量士の国家資格試験の合格発表においては受験番号のみを発表することが定められており、氏名は発表されておらず、実施機関においても計量士の氏名を公表している事実はない。

また、規則では、計量士登録簿の閲覧、登録事項証明書の交付の制度があるが、閲覧及び交付を請求する際は、規則様式第 69 号の計量士登録簿謄本交付（閲覧）請求書に、閲覧又は交付を希望する計量士の登録番号及び登録年月日を記載する必要があり、事実上、本人若しくは本人から登録番号及び登録年月日の教示を受けることができる立場の者しか閲覧請求等できないこととなっている。

さらに代検査を行った特定計量器に付する検査済証印には、隣接して計量士の氏名が記載されているが、検査済証印は特定計量器の見やすい箇所に付するものとされる一方、検査済証印の付された特定計量器自体が必ずしも公衆の目の触れる場所に置かれているとは限らないことを考えると、一部では公衆の目に触れる事例があるとしても、検査済証印に記載された氏名が現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報とはいえない。

したがって、本件文書 3 から本件文書 6 までで非公開とした個人の氏名は条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当せず、また情報の性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

以上により、本件文書 3 から本件文書 6 までで非公開とした個人の氏名は条例第 7 条第 1 号に該当する。

- (4) 本件文書 1 から本件文書 6 までで非公開とした個人の印影、署名、住所、電話番号及び生年月日について

本件文書 1 から本件文書 6 までで非公開とした個人の印影、署名、住所、電話番号及び生年月日は、計量士の印影、署名、住所、電話番号及び生年月日である。

計量士の氏名が条例第 7 条第 1 号に該当するとの上記(3)の判断と同様に、計量士の印影、署名、住所、電話番号及び生年月日は、個人に関する情報であって、本件情報そのものにより特定の個人を識別することができるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件文書 1 から本件文書 6 までで非公開とした個人の印影、署名、住所、電話番号及び生年月日は条例第 7 条第 1 号に該当する。

- (5) 計量士の登録番号及び登録年月日について

本件文書 3、本件文書 4 及び本件文書 6 で非公開とした計量士の登録番号は、計量士個人に付されている番号である。計量士の登録番号は計量士の個人に関する情報であり、当該情報そのものにより特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

また、本件文書3で非公開とした計量士の登録年月日について、実施機関によれば、計量士の登録人数は大阪府下で年間10人程度であるとのことであり、関係者等が入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人である計量士を識別することができるため、条例第7条第1号本文に該当し、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、計量士の登録番号及び登録年月日は条例第7条第1号に該当する。

(6) 計量士の勤務先の名称、電話番号及びFAX番号について

本件文書5で非公開とした計量士の勤務先の名称、電話番号及びFAX番号は、特定の企業の特定の事業所を識別することができる情報である。

実施機関によれば、1つの企業に雇用される計量士の人数は、場合によっては1名ということもありうるとのことであり、計量士の勤務先の名称、電話番号及びFAX番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人である計量士を識別できることから条例第7条第1号本文に該当し、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、計量士の勤務先の名称、電話番号及びFAX番号は条例第7条第1号に該当する。

4 法人等の印影の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方について

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 法人等の印影の条例第7条第2号該当性について

本件文書3、本件文書4及び本件文書7で非公開とした法人等の印影は、当該事業所を含む複数の法人等の印影である。

一般に法人の印影については、事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、印影を公開すると、偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第2号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

5 面談により聞き取った内容の要約の条例第7条第5号該当性について

(1) 条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 面談により聞き取った内容の要約の条例第7条第5号該当性について

本件文書1で非公開とした、面談により聞き取った内容の要約（以下「本件内容要約」という。）は、実施機関が当該事業所と面談を行い聞き取った内容の要約である。

実施機関によれば、本件内容要約は計量法上の事情聴取とは別に、当該事業所に情報提供の依頼を行い、当該事業所から「秘密を厳守する」との条件で提供されたものであるとのことである。

当審査会において本件内容要約を実際に見分したところ、当該事業所の内部管理に属する情報が記載されており、実施機関が本件面談の内容を口外しないと約束したことについて、口外されないとの期待を当該事業所が抱くことは当然であると考えられる。

また、本件内容要約の内部管理に属する情報は、率直な表現を用いている部分が含まれていることから、当該事業所が実施機関の要請に対し積極的に協力しようとする姿勢が伺え、実施機関と当該事業所の信頼関係が成り立っていることが認められる。

さらに実施機関は、本件内容要約に関連するその後の対応を行うにあたって、当該事業所の協力は不可欠であったとのことである。

本件内容要約を公にすれば、「秘密を厳守する」という約束に反したことになり、上記のような信頼関係を損ない、実施機関が当該事業所に協力を求めることが困難になると認められ、当該事業所の協力を不可欠とする実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、このような情報までも公開されることが分かれば、他の企業等関係者においても、今後実施機関の協力要請に対し、情報提供の協力を拒否したり、知っている事実を実施機関に対し述べなくなったりすることにより、事情聴取が不可欠である事務について、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上を踏まえれば、本件内容要約を公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが認められる。

したがって、本件内容要約は条例第7条第5号に該当する。

なお、実施機関は本件内容要約の条例第7条第3号該当性を主張するが、本件内容要約の公開の可否については上記のとおりであるため、条例第7条第3号該当性については判断しない。

6 本件文書9のほかに特定すべき公文書の有無について

実施機関は別表項番5の(く)欄に記載のとおり、本件請求5に係る文書の全てを特定しており、他に特定すべき公文書は存在しないと主張している。

「質量標準管理規則、同細則の承認基準」との請求内容を踏まえれば、質量標準管理規則及び同細則で構成される質量標準管理マニュアルの承認申請の要領を示した公文書である本件文書9を特定することは当然であり、実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付記

当審査会において本件各文書を見分するなかで、個人の印影は本来すべての部分を黒塗りすべきところ、個人の印影の4分の1を残して黒塗りを行っている箇所が複数見受けられたため、今後は、適切に対応されたい。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦、委員 坂本 団、委員 玉田 裕子、委員 村田 尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成28年度諮問受理第31号から34号及び第36号

| 年 月 日 | 経 過 |
|-------------|----------------|
| 平成28年12月9日 | 諮問の受理 |
| 平成29年9月8日 | 実施機関からの意見書の收受 |
| 平成29年9月19日 | 審査請求人からの意見書の收受 |
| 平成29年10月19日 | 調査審議 |
| 平成29年11月30日 | 調査審議 |
| 平成29年12月21日 | 調査審議 (実施機関の陳述) |
| 平成30年1月18日 | 調査審議 |
| 平成30年3月29日 | 調査審議 |

| | |
|-------------|------|
| 平成30年4月26日 | 調査審議 |
| 平成30年5月31日 | 調査審議 |
| 平成30年6月28日 | 調査審議 |
| 平成30年8月23日 | 調査審議 |
| 平成30年9月19日 | 調査審議 |
| 平成30年10月18日 | 調査審議 |
| 平成30年11月14日 | 調査審議 |
| 平成30年12月20日 | 調査審議 |
| 平成31年1月28日 | 調査審議 |
| 平成31年3月19日 | 調査審議 |
| 平成31年3月28日 | 答申 |